

『社会保険労務ハンドブック（令和2年版）』 お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P115 ページ中段 「2）休日労働の場合」2～3行目	法35条所定の休日（1週1回……）……を支払う必要はない。就業規則等において法定外の割増賃金の支払いの合意がある場合は、それによる。	法35条所定の休日（1週1日又は4週4日の法定休日）の労働に対して支払う義務があるものであり、法定日数を超えて就業規則等で定められた所定休日の労働に対しては、これを支払う義務はない。ただし、就業規則等においてこれらについての法定外の割増賃金の支払いの合意がある場合は、それによる。